

令和 8 年 8 月 7 日
出入国在留管理庁

令和 8 年（2026 年）熊本地震により、入管法等に規定されている義務の履行ができなかった場合について

令和 8 年熊本地震の影響により、入管法等に規定されている義務（別添のとおり）を履行することが困難であったと認められるときは、当該義務を令和 8 年 11 月 27 日までに履行すれば、その不履行について不利益な取扱いをしないこととしましたので、お知らせします。

内容について御不明な点がある場合は最寄りの地方出入国在留管理官署にお問合わせください。

最寄りの地方出入国在留管理官署は以下のリンクから御確認願います。

<https://www.moj.go.jp/isa/about/region/index.html>

※ 令和 8 年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和 8 年政令第 260 号）が令和 8 年 8 月 7 日に公布及び施行され、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成 8 年法律第 85 号。以下「特別措置法」といいます。）第 2 条第 1 項の特定非常災害として、令和 8 年熊本地震による災害が指定されるとともに、特別措置法第 4 条第 1 項の政令で定める特定義務の不履行についての免責に係る期限が令和 8 年 11 月 27 日とされました。

別添

特措法 4 条措置（義務免責）一覧

1 部